

市営住宅入居申し込み時の 入居収入基準の変更

「公営住宅法施行令」 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、4月1日から市営住宅に入居を申し込みむことが出来る方の入居収入基準が、表のとおり引き下げられます。基準を超える方は、4月1日以降、申し込みができなくなりますのでご注意ください。

※詳しくはお問い合わせください。
▼建築課

☎ 23局 3527 FAX 22局 3811

公営住宅の入居収入基準

世帯区分	現行(3月31日まで)	施行後(4月1日から)
原則階層	所得月額 20万円以下	所得月額 15万8000円以下
裁量階層	所得月額 26万8000円以下	所得月額 21万4000円以下

所得月額…世帯の所得金額の合計から同居親族等控除など、国が定めた控除額を控除したうえで月収換算(12分の1)した収入額

裁量階層…高齢者世帯、障害者や小学校就学前の子どもが同居する世帯など

指定管理者を指定

2月の臨時市議会での審議、議決を経て、次のとおり「赤羽根観光情報サービスセンター」を管理運営する指定管理者を指定しました。

▼施設名 赤羽根観光情報サービスセンター
▼指定管理者 (株)田原観光情報サービスセンター
▼担当課 商工観光課 (☎ 23局 3516)

▼指定期間 4月1日～平成26年3月31日 (5年間)

▼財政課

☎ 23局 3591 FAX 23局 0180

特定公共賃貸住宅の入居収入基準

区分	現行(3月31日まで)	施行後(4月1日から)
下限	所得月額 20万円以上 (6万1501円以上)	所得月額 15万8000円以上 (5万2001円以上)
上限	所得月額 60万1000円以下 (26万8000円以下)	所得月額 48万7000円以下 (21万4000円以下)

※特定公共賃貸住宅には、神戸久保川住宅、福祉の里住宅が該当します

※()内は築出住宅の入居収入基準額です

石綿健康被害による 特別遺族給付金の請求

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部が改正されました。

▼特別遺族給付金の請求期限の延長
平成24年3月27日まで

▼特別遺族給付金の支給対象の拡大 平成18年3月26日までに亡くなった労働者・特別加入者のご遺族の方(労働者・特別加入者が亡くなった時期により、支給対象となる給付が異なります)

※詳しくはお問い合わせください。

▼愛知労働局労災補償課

☎ (052) 972局 0261
FAX (052) 972局 6268

枝木・草などを搬入する際 届出書が必要になります

現在、家庭から出た枝木などを赤羽根環境センターに搬入する際、事業者が行う場合のみ「家庭系一般廃棄物搬入届出書」の提出が必要となっていますが、4月1日から



らは家庭からの枝木などを明確に区分するため、個人・事業者を問わず、搬入する方全員に「家庭の剪定枝等搬入届出書」を提出していただくこととなります。(事業者が提出している「家庭系一般廃棄物搬入届出書」は不要となります)

届出書は、各資源化センター・赤羽根環境センター・市役所清掃管理課にあります。また、田原市のホームページからも入手できます。

※詳しくはお問い合わせください。

▼清掃管理課

☎ 23局 3538 FAX 22局 3817

▼赤羽根環境センター

☎ 45局 3497 FAX 45局 3840
HP <http://www.city.tahara.aichi.jp>

排水設備指定工事店の 新規追加

公共下水道や農業集落排水に接続する場合は、必ず田原市排水設備指定工事店へお申し込みください。

■新規追加指定工事店

・中採工株式会社

☎ (0532) 88局 4858

▼下水道課

☎ 23局 3525 FAX 22局 3184

▼下水道課(渥美支所内)

☎ 33局 1113 FAX 32局 2506